

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御前崎市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

御前崎市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	御前崎市ひとり親家庭等医療費助成要綱(平成16年12月1日告示第166号)に基づき、母子家庭等医療費受給者証交付申請書の受付、母子家庭等医療費受給者証の交付、医療費の助成及び受給者台帳等の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び御前崎市母子家庭等医療費助成要綱に基づき、以下の事務で取り扱う。 1 受給資格の認定の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査 2 受給者証の交付等 3 助成金支給の請求の受理、その請求にかかる事実についての審査またはその請求に対する応答
③システムの名称	ひとり親医療システム、団体内宛名統合システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

ひとり親医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第2項 御前崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第4条第1項別表第1 2の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 御前崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 第4条第1項別表第1 2の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1120
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	御前崎市役所 健康福祉部 こども未来課 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 0537-85-1120
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------------------------	--	--

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
----------------------------------	--	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------------	--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手)

[]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や情報照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。ひとり親家庭等医療費助成関連事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考え。
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員や事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修を行っているため、対策は十分であると考え。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第14号	事後	番号法改正のため。
令和1年11月20日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月20日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和1年11月20日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和元年11月20日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和3年8月30日	評価書名 個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	母子家庭	ひとり親家庭	事後	要綱改正に伴う名称変更
令和3年8月30日	I 関連情報 ①事務の名称 ②事務の概要	母子家庭	ひとり親家庭	事後	要綱改正に伴う名称変更
令和3年9月1日	I -4-②	番号法第19条第16号 御前崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1	番号法第19条第17号 御前崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1	事後	法改正に伴う変更
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和元年11月20日	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和4年9月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年11月20日	令和4年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和5年9月12日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和5年9月12日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和7年1月24日	しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。
令和7年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新したため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	—	Ⅳ-8人手を介在させる作業を追加	事後	新様式に伴う変更
令和7年1月24日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策を追加	事後	新様式に伴う変更